

改正ガス事業法の概要

1. 効率的なガス供給基盤の整備と有効利用の促進

(1) ガス導管事業の創設

ガス導管事業者の創設

我が国における導管網が未だ十分に整備されていないことにかんがみ、一般ガス事業者以外の者が設置する導管網を活用してガスの取引を活性化させるため、国産天然ガス事業者や電気事業者などガス供給用の導管を自ら維持し、及び運用する事業者を新たにガス導管事業者として位置付ける。ガス導管事業を営もうとするときには事前の届出を必要とし、その届出に係る導管をガス導管事業の用に供することにより、既存導管網の効率的な運営を損なうなどガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認める場合には、行政は変更又は中止命令を発動することができる。【該当条文：第2条第6項、第37条の7の2】

供給区域外での導管の設置に係る規制

一般ガス事業者が供給区域外においてガス導管事業を営もうとするときには事前の届出を必要とし、その届出に係る導管をガス導管事業の用に供することにより、既存導管網の効率的な運営を損なうなどガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認める場合には、行政は変更又は中止命令を発動することができる。【該当条文：第22条の5】

(2) 導管網の有効利用のための措置

託送供給制度の拡充

公正な競争を促進する観点から、託送供給義務（今回の改正において「接続供給」という名称を「託送供給」に改める。）の対象を、指定一般ガス事業者から全ての一般ガス事業者及びガス導管事業者にまで拡大し、原則として託送供給約款の作成・届出・公表を義務付ける。ただし、託送供給約款を作成する必要がないものとして承認を受けた事業者は、その作成を免除し、託送供給を行おうとする場合には、個別の託送供給条件の届出を義務付ける。当該託送供給約款若しくは託送供給条件の内容が、ガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認める場合には、行政は変更命令を発動することができる。

また、これまで小売供給について託送義務を課していたところを、卸供給についても課すこととする。【該当条文：第2条第12項、第22条、第22条の2】

導管部門の中立性・透明性の向上のための措置

1) 託送供給等の業務に係る会計整理

託送供給料金の負担に係る公平性や、導管の利用に係る部門の収支の透明性を高めるため、一般ガス事業者及びガス導管事業者に対して導管部門の会計の整理を義務付ける。【該当条文：第 22 条の 3】

2) 託送供給に伴う禁止行為

一般ガス事業者又はガス導管事業者が、託送供給の業務に関して知り得たガスを供給する他の事業者やガス使用者の情報を託送供給以外の目的に利用することは、導管を介した公正な競争環境の維持に支障を来たすため、こうした情報の目的外利用を禁止する。

また、一般ガス事業者又はガス導管事業者が、特定のガスの供給を行う者を不当に有利に扱ったり、不当に不利に扱ったりすること、又は不当に利益を与えたり、不当に不利益を与えたりすることは、導管を介した公正な競争環境の維持に支障を来たすため、こうした差別的取扱いも禁止する。

【該当条文：第 22 条の 4】

2. ガスの需要家の選択肢の拡大

(1) 大口供給規制の見直し

事前規制を極小化することにより、競争を通じた需要家の選択肢の拡大を図るとともに、事業者の経営効率化を促す観点から、大口供給に係る規制について、現行の許可制を届出制へ移行する。ただし、規制領域にある小口需要家も引き続き存在するため、新規参入に伴う需要脱落により、一般ガス事業者の十分な経営努力を行っても当該需要家向けの供給条件が悪化するおそれがある場合には、行政が変更又は中止命令を発動することができる。

【該当条文：第 23 条、第 37 条の 7 の 3、第 37 条の 9】

(2) 卸供給規制の廃止

今回の改正で卸供給の託送供給も義務化することによりガスの卸元の選択肢が拡大するため、卸元と卸受け手との交渉を尊重し、自由競争によるガスの調達を促進する観点から、卸供給に係る規制を廃止する。なお、当該制度の円滑な移行を図るため、施行後 3 年間は経過措置を講じる。

【該当条文：旧第 2 条第 10 項、旧第 22 条、旧第 37 条の 11、附則第 7 条】

<参考> 小売自由化範囲の拡大【省令事項】

供給者を選択できる需要家の範囲を、年間契約ガス使用量ごとに段階的に拡大する。

50万 m^3 以上の需要家(中規模工場、大規模病院等)までの拡大
平成16年を目途に実施。

10万 m^3 以上の需要家(小規模工場、ビジネスホテル等)までの拡大
平成19年を目途に実施。

10万 m^3 未満の家庭用及び小規模業務用需要家への拡大
10万 m^3 以上までの自由化の成果と問題点を評価・検証し、時期を逸することなく
結論を得る。

3. その他

(1) ガス工作物等の変更に係る規制の見直し

ガス工作物の変更を行う際に事前の届出を必要とするものを「重要な変更」に限定し、その変更を行う一般ガス事業者の一般ガス事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、行政が変更又は中止命令を発動することができる。 【該当条文：第9条】

(2) 特定供給に係る規定の見直し

大口供給に係る規制の見直しに伴い、その平仄をとるよう、現行の許可制を届出制への移行する。

また、従来より特定供給に関する規定は、供給者と被供給者との関係(いわゆる密接な関係)が法文上明確に規定されていないなど、複雑で分かりづらいものとなっていたため、密接な関係を有するものに対する供給であることを明確化するよう規定を改める。

【該当条文：第24条、第37条7の4、第38条第1項】

(3) 施行期日

この法律は平成16年4月1日から施行する。

【該当条文：附則第1条第3号】